# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書	名	
1	鳥取市	住民基本台帳の整備事務	基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳥取市は住民基本台帳の整備事務における特定個人情報ファイルの 取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響 を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を 発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプ ライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

鳥取市長

## 公表日

令和5年12月11日

[平成31年1月 様式2]

#### I 関連情報

#### 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 住民基本台帳事務に関する事務 ①事務の名称 鳥取市が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、鳥取 市の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、鳥取 市における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を・ 元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を 正確かつ統一的に行うものであり、鳥取市において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、そ の他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認情報検索シス テム(正式名称:住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。))を都道府県と共同し て構築している。 市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 2 転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載 の修正 ②事務の概要 3 住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 4 転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 5 本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 6 住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 7 地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 8 住民からの請求に基づく住民票コード及び個人番号の変更 9 個人番号の通知及び個人番号カードの交付 10 個人番号カード等を用いた本人確認 なお、9の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における 特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特 定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号。令二総省令50・改称。) (以下「個人番号カード省令」という。)第35条により機構に対する事務の一部の委任が認められてい そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報 ファイルを使用する。 2の届出等は、窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。 既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。)、住基ネット(住基ネット市町村コミュ= ケーションサーバ)、住基ネット連携システム、宛名システム、団体内統合宛名システム(団体内統合 ③システムの名称 利用番号連携サーバ)、中間サーバー、コンビニ交付証明書発行サーバー、サービス検索・電子申請 機能、申請管理システム

#### 2. 特定個人情報ファイル名

- (1)住民基本台帳ファイル
- (2)本人確認情報ファイル
- (3)送付先情報ファイル

#### 3. 個人番号の利用 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日 法律第27号) (1) 第7条(指定及び通知) (2) 第16条(本人確認の措置) (3) 第17条(個人番号カードの交付等) 2 住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) (1) 第5条(住民基本台帳の備付け) 第6条(住民基本台帳の作成) (2) (3) 第7条(住民票の記載事項) 法令上の根拠 (4) 第8条(住民票の記載等) (5) 第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) (6) 第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例) (7) 第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) (8) 第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) (9) 第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) (10) 第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) (11) 第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認 情報の提供) 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 <選択肢> 1) 実施する ①実施の有無 Γ 実施する ] 2) 実施しない 3) 未定 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含 まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 8502, 89, 91, 92, 94, 96, 97, 101, 102, 103, 105, 106, 107, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 11 7、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 ②法令上の根拠 で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第1 6条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第 25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38 条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47 条、第48条、第49条、第49条の2、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59 条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3 (情報照会の根拠) (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。) 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 市民生活部市民課

②所属長の役職名 市民課長

#### 6. 他の評価実施機関

\_

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

総務部総務課公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 〒6857-20-3121

### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

市民生活部市民課住民登録係 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 TeL0857-22-8111

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 10万人以上30万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和5年11月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評	画書の種類					
<選択肢>							
載されている。			- 1 - 121	·	^/ \		
2. 特定個人情報の入手(	<b>育</b> 報提伊	モネットリークンス・	アムを囲し	た人手を関			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイル	の取扱い	の委託				[	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	版(委託や	っ 情報提供ネットワー	-クシステノ	を通じた提			]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ィステムと	との接続		[ ]接	続しない(入手)	[	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
7. 特定個人情報の保管・	消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[ 0 ]	内部監査	[ ]	外部監	
9. 従業者に対する教育・	啓発						
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分に行って( 3) 十分に行って(	ハる	ている

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月3日		はお、9001個人番号の通知及い個人番号 カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律に規定する個人番号、 個人番号カード、特定個人情報の投資等に関	なお、9の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号。令2総省令50・改称。)(以下「個人番号カード省令」という。)第35条により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事前	引越しワンストップサービス開 始に伴う追記
	I 関連情報 1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③シ ステムの名称	既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。)、住基ネット(住基ネット市町村コミュニケーションサーバ)、住基ネット連携システム、宛名システム、団体内統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバ)、中間	村コミュニケーションサーバ)、住基ネット連携 システム、宛名システム、団体内統合宛名シス テム(団体内統合利用番号連携サーバ)、中間	事前	
	Ⅱしきい値判断項目/1.対象 人数/いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
	IIしきい値判断項目/2.取扱 者数/いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和5年11月30日	Ⅱしきい値判断項目/1.対象 人数/いつ時点の計数か	令和4年9月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	見直しによる追記
	Ⅱしきい値判断項目/2.取扱 者数/いつ時点の計数か	令和4年9月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	